

山中湖村生涯学習人材バンク設置要綱

平成30年10月5日
教育委員会訓令第2号

(設置)

第1条 村民の生涯学習活動の普及振興を図るための指導者を募集及び登録し、専門知識・技能等を有する者を紹介するため、山中湖村生涯学習人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(事業)

第2条 人材バンクは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 指導者の登録、及び取り消しに関すること。
- (2) 指導者の活用及び情報提供に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要なこと。

(登録資格)

第3条 人材バンクに登録できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習活動に理解と熱意がある者
- (2) 豊富な専門知識・技能等を有する者
- (3) 政治・宗教・営利を目的として活動していない者

(登録等)

第4条 人材バンクへ登録しようとする者は、山中湖村生涯学習人材バンク登録申請書（第1号様式）を山中湖村教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出するものとする。

- 2 教育委員会は、前条の規定により申請書を提出した者が、指導者として適当と認められるときは、人材バンクへ登録する。
- 3 人材バンクへ登録しようとする者の募集は、毎年行うものとし、既に登録された者（以下「登録者」という。）が引き続き登録を希望するときは、申請書の内容に変更がない限り、翌年度以降の申請書の提出を省略することができる。
- 4 教育委員会は、登録者の氏名及び活動内容を冊子、ホームページ等に掲載し、村民等に周知するものとする。ただし、登録者より不掲載の申し出があった場合は、この限りではない。

(登録の取り消し)

第5条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、

人材バンクの登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から取り消しの申し出があったとき。
- (2) 第3条各号に掲げる条件に合致しなくなったとき。
- (3) その他登録者として教育委員会が不適格と認めたとき。

(登録事項の変更)

第6条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに山中湖村生涯学習人材バンク登録変更届出書（第2号様式）を教育委員会に提出するものとする。

(利用者の範囲)

第7条 人材バンクを利用できる者は、村内在住及び在勤の個人並びに団体その他教育委員会が認めた者とする。

(利用方法)

第8条 人材バンクの利用を希望する者は、利用を希望する日の4週間前までに山中湖村生涯学習人材バンク利用申込書（第3号様式）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、当該利用者に対し、活動に適した登録者を紹介するものとする。

(活動報告)

第9条 登録者は、活動の指導を行ったときは、その活動終了後2週間以内に山中湖村生涯学習人材バンク活動報告書（第4号様式）を教育委員会に提出するものとする。

(利用経費の負担)

第10条 登録者への謝礼等利用に要する経費は、利用者が負担するものとする。

(庶務)

第11条 人材バンクに関する庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。